

# 各市町の取組・進捗状況について

山口県教育庁 義務教育課

## 《市町の取組》

### 協議会の設置

① 既に設置した	19
② 設置していない	なし

### 令和6年度 保護者・競技団体等への説明会の開催

① 既に開催した	10
② 今年度中に開催を予定	4
③ 今後、開催を検討	5

# 《市町の取組》

## 組織体制

① 学校教育所管課が主管	3
② 地域スポーツ・文化所管課が主管	3
③ 改革推進室等を設置・所管	6
④ ①②相互が業務分担し共管	4
⑤ その他	3

## 方針等の策定状況

① 策定済	15
② 今年度中に策定予定	2
③ 令和7年度以降に策定予定	2

# 《市町の取組》

## 中学校の地域連携・地域移行の取組

① 学校部活動の全部、または、一部において地域連携の取組を実施	7
② 学校部活動の全部、または、一部において地域クラブ活動への移行の取組を実施	7
③ ①②の取組を併行して実施	2
④ 実施していない ※②の方向性で決定済	3

## 改革の方向性

### 【主な内容】

- 地域連携に向けた部活動指導員・外部指導者の配置
- 事務局を設置した仕組みづくりの実施
- 競技団体モデル事業を実施
- 地域移行の時期の明確化
- 運営団体および実施主体の整備
- 準備が整った競技から地域クラブ活動へ段階的に移行
- 学校部活動の段階的な縮小
- 学校の実情に応じた平日も含めた地域移行の検討

【資料1】 部活動の地域移行に係る各市町の取組・進捗状況①(R6.12月時点)

学校数	協議会の設置		競技団体等への説明会の開催			実態把握の実施			関係部局等との組織体制				推進方針等策定状況				改革の方向性				実証事業		中学校における地域移行への取組状況							
	①設置済	②未設置	①令和6年度に開催	②令和5年度以前に開催	③今後、開催を検討	①令和6年度に実施	②令和5年度以前に実施	③今後実施予定	※HP等での公表	①学校教育主管	②地域スポーツ・文化主管	③改革推進室等を設置・所管	④共管(①②相互が業務分担)	⑤その他	①策定済	②R6中に策定予定	③R7以降に策定予定	④その他	まずは、平日・休日の地域移行(予定を含む)	まずは、休日の地域移行	地域連携・地域移行	まずは、地域連携	協議・検討が必要	①地域スポーツクラブ	②地域文化クラブ	連携の取組を実施	①学校部活動の全部移行の取組を実施	②学校部活動の一部において地域移行の取組を実施	③地域連携・地域移行の取組を併行して実施	※④実施していない
下関市	23	○			○	○																	○	◎						
宇部市	12	○				○																	◎			○				
山口市	17	○			○	○							○										○	◎						○
萩市	13	○				○																	○	◎		○				
防府市	11	○				○				○													○	○		○				
下松市	3	○				○																				○				
岩国市	14	○			○	○						○														○				
光市	5	○				○																	◎			○				
長門市	5	○			○	○																	◎							○
柳井市	3	○			○	○																			○					
美祢市	5	○			○	○																	○	○		○				
周南市	13	○				○							○										○			○				
山陽小野田市	6	○				○						○														○				
周防大島町	2	○				○																								○
和木町	1	○			○	○							○													○				
上関町	1	○			○	○																				○				
田布施町	1	○				○																			○					
平生町	1	○				○																			○					
阿武町	1	○				○																								○
計	137	19	0	10	4	5	8	11	0	9	3	3	6	4	3	15	2	2	0	7	10	1	1	0	9	5	7	7	2	3

<備考>

- (1) 協議会の設置 ⇒ 19市町で設置
- (2) 説明会の開催 ⇒ 10市町で令和6年度に開催 4市町で令和5年度以前に開催 5市町で今後開催を検討
- (3) 域内の実態把握の実施 ⇒ 8市町で令和6年度に実施 11市町で令和5年度以前に実施 ※9市町でHP等に公開
- (4) 関係部局等との組織体制
  - ・6市町：部活動改革推進室や地域クラブ推進室等を設置し、業務を担っている。(※設置部局は、様々)
  - ・山口市：交流創造部内に①、②とは独立した部活動地域移行推進室を据え、教育委員会をはじめとする関係部署と連携している。
  - ・周南市：学校教育課、スポーツ振興課、文化振興課、生涯学習課、教育政策課、地域づくり推進課、公益財団法人周南市文化振興財団、公益財団法人周南市スポーツ協会が業務分担し、共管で行っている。
  - ・和木町：社会教育関係課が中心となり、教育委員会関係部局全体が主管している。
- (5) 方針等の策定状況
  - 方針等名称
  - 15市町において、県方針を踏まえた市町方針等を策定(※案を含む)
  - (例)
    - ・宇部市：「宇部市地域クラブ設立の手引き」(R5.10月)、「宇部市中学校部活動及び地域クラブ活動運営方針」(R5.12月)
    - ・山口市：「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」(R6.3月)
    - ・防府市：「防府市地域クラブ活動推進方針」(R6.6月)、「防府市地域クラブ活動の運営に関するガイドライン」(R6.12月)
    - ・下松市：「下松市地域クラブ活動推進プラン」(R6.3月)
    - ・岩国市：「岩国市学校部活動の地域移行に向けた取組方針(初版)」(R6.3月)
    - ・光市：「光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方」(R5.12月改正)
    - ・長門市：「長門市中学校部活動地域移行の体制等の素案」(R5.10月)
    - ・美祢市：「美祢市地域クラブ活動に関する推進指針」(R6.3月)
    - ・周南市：「周南市地域クラブに係る方針」(R5.10月)
    - ・山陽小野田市：「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」(R6.11月)
    - ・周防大島町：「周防大島町地域クラブ活動ガイドライン」(R6.1月)
    - ・上関町：「上関町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(R5.12月)
    - ・田布施町：「田布施町新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」(R6.2月)
    - ・平生町：「平生町新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」(R6.3月)
    - ・阿武町：「阿武町における中学校部活動の地域移行に向けて」(R6.3月)
- (6) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業への取組
  - ※ ○・・・令和5年度より ◎・・・令和6年度新規自治体(※予定を含む)
- (7) 特色のある取組
  - ・しゅうなんコミュニティクラブ：13中学校区に、それぞれ1つずつのクラブを設置し、放課後の時間帯に、中学生が学校に集まり、自分たちで話し合っって計画し、地域の中で多世代と活動する。(周南市)
  - ・萩市CS1プロジェクト：中学校区のコミュニティに、小中一貫指導を行う1つのクラブの設立により、生活圏内で活動できる環境の構築にむけた機運を高める。コミュニティの指導者やニーズにあった活動を期待している。(萩市)

【資料2】 部活動の地域移行に係る各市町の取組・進捗状況②(R6.12月時点)

市町	改革の方向性
下関市	<p>○休日は、令和8年度末までに、全ての学校部活動を地域へ移行することをめざす</p> <p>○平日は、学校の事情に応じて、学校部活動の地域と連携した活動や地域移行に取り組む</p>
宇部市	<p>○明確な移行時期は設けておらず、受け皿となる市認定の地域クラブが立ち上がったところから順次移行を進めている。</p>
山口市	<p>○令和8年9月から平日・休日ともに地域クラブへ移行。地域クラブは中学校区単位で市が設置・運営し、各地域クラブには移行前に各学校にある競技・種目を可能な限り設置する。</p>
萩市	<p>○令和8年8月をもって萩市内の学校部活動を廃止し、9月より地域クラブ活動に移行。</p>
防府市	<p>○令和7年度末までに学校部活動（平日及び休日）の地域移行をめざし、令和8年度4月から地域クラブ活動を完全実施する。</p>
下松市	<p>○令和7年度までを「移行推進期間」とし、学校部活動の段階的な縮小を踏まえて、地域移行に向けた取組を進めていく。</p> <p>○学校部活動の活動日は、令和6年度中に週4日（平日3日、休日1日）以内、令和7年度中に週3日（平日2日、休日1日）以内、令和8年度以降は原則週2日（平日のみ）以内の活動とする。</p>
岩国市	<p>○令和6年度から段階的に学校部活動を縮小していく。</p> <p>（例）平日の総下校時刻：令和6年度17：30、令和7年度17：00、令和8年度16：45</p> <p>○令和7年度から、可能などころから地域移行を開始する。</p> <p>○令和8年度末までは、学校部活動を継続する（令和9年度以降は未定）。</p>
光市	<p>○国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区分なく行うこととする。</p> <p>○学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。</p>
長門市	<p>○令和7年7月末をもって平日・休日ともに学校部活動を廃止し、8月から市営の地域クラブ活動への移行を目指す。</p> <p>※吹奏楽部は12月を予定。</p> <p>※素案策定時に報道機関に公表済。</p>
柳井市	<p>○令和7年度中にすべての休日の学校部活動に部活動指導員を任用する予定。平日についてもできる種目から任用する予定。</p> <p>○学校部活動の地域移行に向けて、令和12年度から14年度までには新たな地域クラブ活動に移行する予定。</p>
美祿市	<p>○令和7年度の新チームから休日・平日の学校部活動を廃止し、地域クラブ活動に移行させることをめざしている。</p>
周南市	<p>○令和8年度からの周南市地域クラブの開始をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての年代の方を対象とした周南市地域クラブを行う。</li> <li>・平日、休日を一体として周南市地域クラブを行う。</li> </ul> <p>○文化・スポーツそれぞれに事務局を設置した仕組みづくりを行う。</p> <p>○周南市地域クラブは、令和8年度からの完全実施をめざす。令和8年度の中学3年生の最後の大会、発表会までは、学校の実状に応じて学校部活動を継続できる。</p>
山陽小野田市	<p>○令和8年3月をもって休日の学校部活動を廃止し、令和8年4月から地域クラブ活動に移行</p> <p>○「令和8年度中に休日の学校部活動を地域クラブ活動への移行をめざす」協議会や報道へ公表済み。など</p>

【資料2】 部活動の地域移行に係る各市町の取組・進捗状況②(R6.12月時点)

市町	改革の方向性
周防大島町	○令和8年度4月をもって休日の学校部活動を地域連携・地域移行を実施。
和木町	○可能な限り早い時期にできる部活動から休日の地域移行を目指す。 ○令和8年度を目途に学校部活動の地域への移行を目指している。
上関町	○令和7年3月10日より、中学校と地域クラブが連携して、ソフトテニス部は新体制（活動日週3日）で部活動を行う。 ○令和7年4月より、文化部の活動も開始する。 ○令和7年中に、法人化を目指す。 ○令和8年度から地域クラブが単独で部活動を行う。
田布施町	○令和8年3月をめどに地域連携・地域移行を目指す。 ○令和8年4月から休日の学校部活動を地域移行していくため、外部指導者の確保と受け入れ団体の交渉をしている。
平生町	○令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし、休日の学校部活動の地域移行に取り組む。 ○まずは、部活動指導員を適切に配置し、休日の部活動指導員の単独指導を推進することで、学校部活動の地域連携に取り組む。 ○同時に、地域移行後の体制として、地域クラブ活動を統括する運営団体および個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体の整備に取り組み、できる部活動種目から段階的に地域クラブ活動へと移行する。
阿武町	○令和7年度末までに休日の部活動を廃止し、令和8年度に3年生が引退した時点で平日も含めて地域への完全移行を完了させる。 ○地域クラブ活動の受け皿ができれば、学校部活動廃止の計画前倒しも検討する。

# 意見交換テーマについて

山口県教育庁学校安全・体育課

## 意見交換テーマ

これまで学校部活動において培われてきた教育的意義や役割を、地域クラブ活動において継承・発展させていくために、今後、学校と地域クラブ活動がどのように連携していくべきか。

①学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解や平日と休日で指導者が異なる場合の指導の一貫性の確保について

②地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等の生徒・保護者への周知について

# 山口県の改革の方向性

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

2023（令和5）年度から2025（令和7）年度までの3年間を改革推進期間とし、県内の全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行の取組を実施する。



改革推進期間の最終年度である令和7年度は、更に移行が進んでいくことが見込まれる。

# 地域クラブ活動について

学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させていくことが重要である。

# 学習指導要領解説改訂の趣旨について

○休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況。

○こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

# 学習指導要領解説とは

## ○学習指導要領とは

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。

## ○学習指導要領解説とは

学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するもの。

# 学習指導要領解説の一部改訂

- (1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設**  
**【中学校・特別支援学校(中学部)】**
- (2) 部活動の現状の位置付けの明確化**  
**【中学校・高等学校・特別支援学校(中学部・高等部)】**
- (3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮**  
**【中学校・高等学校】**

# 改訂の概要

## (1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

# 今後の対応の留意点

各学校における部活動の実施及び地域クラブ活動との連携等に当たっては、改訂後の学習指導要領解説を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱う。

# 地域クラブ活動と学校との連携

スケジュールや活動  
方針等の共通理解

生徒の活動状況の  
情報共有

関係機関と連携した  
相談体制

地域で実施されているスポーツ・文化芸術  
活動の内容等も生徒や保護者に周知



地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てる！

地域における生徒の望ましい成長



# 地域クラブ活動と学校との連携

## 【学習指導要領解説】

### イ 学校と地域クラブとの連携等

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域の实情に応じ、各地域において休日を中心に、部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行等が進められており、今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため、当該学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。

また、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。

## 【山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針】

### 3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2（2）②で述べた協議会等や学校との情報交換の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教員等の知見も活用する。

ウ 市町は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。また、生徒や保護者が気軽に相談できる相談窓口を設置するなど、学校や運営団体・実施主体などと連携した相談体制が確保されるよう努める。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。